

大規模な開発行為は 事前協議が必要です

田原市では、土地の秩序ある利用と保全を図ることを目的として、「田原市土地開発行為に関する指導要綱」を定めています。市内で開発行為を行うおうとする場合は、あらかじめ、市との協議が必要になります。

開発行為とは

住宅用地、工場用地、ゴルフ場用地などの造成、土石の採取、鉱物の採掘、水面の埋立てまたは干拓、浚渫、廃棄物の埋立て、そのほか土地の区画形質の変更を指します。

面積要件は

- 対象となるのは、開発区域の面積が3000㎡以上1万㎡未満の開発行為です。
- 1万㎡以上の場合は、「愛知県土地開発行為に係る指導要綱」の対象となります。

※詳しくはお問い合わせください。

▼街づくり推進課

☎23局35223 FAX22局3811

大規模な土地取引は 届出が必要です

一定面積以上の土地取引を行う場合には、面積などに応じて契約前ま

たは契約後に届出をしなければなりません。

契約前に必要な届出

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づくもので、公有地の先取得を目的とした届出です。

- ▼対象Ⅱ市街化区域内に属する5000㎡以上の土地の取引
- ▼届出する人Ⅱ土地を譲り渡そうとする人
- ▼届出時期Ⅱ土地売買契約を行う前（一定期間契約行為が制限されます）

契約後に必要な届出

「国土利用計画法」に基づくもので、地価の高騰などを抑え、土地の適正かつ合理的な利用の促進を目的とした届出です。

- ▼対象Ⅱ市街化区域に属する2000㎡以上の土地または市街化調整区域に属する5000㎡以上の土地の取引
 - ▼届出する人Ⅱ土地を譲り受けた人
 - ▼届出時期Ⅱ土地売買契約後2週間以内
- ※どちらの届出も、まとまった一体的な土地が対象になります。詳しくはお問い合わせください。

▼街づくり推進課

☎23局3523

FAX22局3811



税

TAX

市税の休日収納窓口を開設

平日に納税することが困難な方のために、休日収納窓口を開設しますので、ご利用ください。

- ▼日時Ⅱ5月30日（日）午前8時30分～午後5時
- ▼場所Ⅱ田原市役所南庁舎一階ロビー
- ▼業務内容Ⅱ市税収納、市税等口座振替申込書の受け付け

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

自動車税・軽自動車税の納税は 5月31日(月)まで

自動車税は自動車を、軽自動車税は軽自動車（原動機付自転車などのオートバイや農耕用作業車などの小型特殊自動車を含む）を、4月1日現在お持ちの方にかかる税金です。

対象の方に、5月中旬に、納税通知書を送付しますので、5月31日（月）の納期限までに納税通知書に記載してある金融機関などで納めてください。

なお、領収書に添付されている継続検査用（車検用）の証明書は、車検を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

●自動車税について

- ▼東三河県税事務所課税第二課
☎（0532）54局5111
FAX（0532）54局5125
- 軽自動車税について

▼税務課

☎23局3510 FAX23局0180

寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

- ▼4月1日、匿名希望の方から童浦小学校の子どもたちの健全育成のため金30万円。

ふるさと寄附金

- ▼3月8日、匿名希望の方から金400万円。

